

平成25年度第6回  
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成26年(2014年)3月27日(木)

9:00~12:00

場 所 滋賀県庁北新館3階 中会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(仮称) 大津市真野複合商業施設

(仮称) フレンドマート栗東店

コープぜぜ店

(2) その他

3 その他

4 閉 会

[午前 9時00分 開会]

1 開 会

(挨拶 記録省略)

2 議 題

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：はい、ありがとうございました。

これまでの説明で、何か質問等ございますでしょうか。

はい。

○委員：資料3のフレンドマート栗東店、夜間最大値のところが等価騒音の表記になって

いると思うのです。LAeqとなっているのですが、これはマックスではないでしょうか。

○事務局：申し訳ございません。おっしゃるとおりです。

○会長：予測値 LAeq となっているところが、LAm<sub>ax</sub> と。

はい、ありがとうございます。

他、ありますでしょうか。

なければ、それでは建物設置者からの説明をお願いしたいと思います。

(仮称)大津市真野複合商業施設

○会長：まずは、(仮称)大津市真野複合商業施設の建物設置者からの説明をお願いしたいと思います。

本日は、お疲れさまです。

それでは、(仮称)大津市真野複合商業施設の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

○設置者：まず、店舗の概要ですけれども、お手元の届出書の別添図面1を御覧いただきまして、場所が大津市真野五丁目の旧国道161号、県道高島大津線に面する場所になります。

店舗周辺につきましては、別添図面4を見ていただきまして、店舗東側は御覧のように琵琶湖の湖岸地域で、都市計画公園（真野湖岸公園）となっております。店舗が立地している場所は、第二種住居地域および第一種住居地域となっております。県道を挟んで向かい側が準工業地域で、現況ではコンビニエンスストアとガソリンスタンドになっています。河川を挟んだ北側の地域が商業地域となっております、現在でも多くの店舗が立地している状況です。

店舗の配置につきましては、別添図面5を御覧ください。衣料品の販売店であるユニクロ、および靴を主に販売しますエービーシー・マートの2店舗で構成されております。北側にはユニクロ、南側には隣り合ってエービーシー・マートが立地しておりまして、それ以外に併設施設はございません。店舗面積は、ユニクロが773平米、エービーシー・マートが466平米で、合計1,239平米となっております。

営業時間が、今回の届出では6時15分から22時となっているのですが、この6時15分というのはユニクロで5月と11月の年2回行っている創業感謝祭がありまして、その期間だけ6時15分からの開店ということですが、今回の店舗では行いかどうか未定です。店舗や周辺状況に合わせて行いかどうかの判断をしていくということになります。通常は10時開店となります。後は、指針式を用いてピークの来店車両台数を算出すると、67台となります。

次に、出入口について、別添図面4をもう一度見ていただきまして、敷地の北側に1か所、南側に1か所で、合計2か所設置しております。両方とも、入口・出口兼用で右折イン・アウトが可能となっております。通常、来店、退店というのは原則左折イン・アウトですが、今回の地域は来店車両が南側および北側から来るときに、右折イン・アウトを禁止しますと、土地の関係上、どうしても西側の住宅地に入らないと左折イン・アウトが達成できないということがあります。この住宅地を通り抜けるような誘導をするのは、所轄の天津北署と県警本部からもしてはいけないという指導がありました。地元の要望もありまして、この住宅地内を一般車両の通行はやめてほしいということで、右折イン・アウトをする計画となっております。

次は、駐車場については別添図面5を見ていただきまして、薄い緑色で塗ってある範囲が届出台数ということで、指針計算式で出る必要駐車台数41台を上回る61台を確保しております。あと、この敷地の南側の方に奥まった場所があるのですが、こ

こは店舗の利用には適さないということで、一応駐車場として別途確保してまして、合計138台の駐車スペースがあります。

次に、周辺交通について別添図面2と3を見ていただきたいと思います。店舗中心に半径3キロを来店範囲としまして、この図に示しているとおおり、4つのエリアに分けて考えています。緑色で示しているエリア2の部分に関しては、北側から来店して左折イン、帰宅は左折アウトで南の方を回って帰っていくという、来店と帰宅は別ルートですけれども、他の地域は来店、帰宅とも同じルートを設定しております。先ほど申しましたように、北のエリア1に帰るのが出入口1から右折アウトになりまして、エリア3・4から来店する場合は出入口2へ右折インになります。

調査対象とした交差点は、別添図面1に示していますNo.1とNo.2の交差点で、現況の交通量のピーク時間帯で交通解析を行いましたところ、届出書の4・5ページに示していますけれども、交差点の需要率は、最大でも0.5程度ということなので、周辺の交通への影響はほとんどないと考えております。

次に、騒音につきまして、立地状況は先ほど申しましたとおおりですけれども、音源の配置として、別添図面8を見ていただきまして、図中の敷地境界上に緑色の×印があるのでありますが、これが騒音の予測地点として設定している場所です。大文字になっているところが敷地境界上の地点で、小文字になっているところが敷地境界に直面する隣地境界上の地点を示しています。

これで予測を行った結果を届出書の7ページに示しておりまして、B地点以外で昼間および夜間の環境基準を満足しております。B地点の昼間の基準は、1デシベル超過しているのですが、現況、琵琶湖に面する場所であって住宅が将来立地するような場所ではないので、影響はないと考えております。夜間の最大値に関しましては、地点B以外で全て超過しています。原因は、閉店後の帰宅車両による走行音と、商業地域側のユニクロの荷さばき場で、22時から23時に行く荷さばきですが、この時間帯に荷さばきを行うということはほとんどないということですが、もしかしてそういう必要もあるだろうということで、1時間分とっています。現況では、隣接地点には住宅地は全く存在していませんので、最大値の原因となる騒音の発生による周辺への影響はほとんどないと考えております。実際住居が立地して影響が出るというような場合は、荷さばき時間の変更や遮音壁の設置等の防音対策を行っていきます。

最後に、廃棄物について、届出書は8ページに示しておりまして、指針式で算出される必要容量がありますけれども、それ以上の容量を両店舗に1か所ずつ場所をとって確保しております。また、衣料品の販売を行う店舗であるので、悪臭など周辺的生活環境に影響するような廃棄物が大量に発生するようなことはございません。

以上で、周辺の配慮事項について説明させていただきました。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りますけれども、（仮称）大津市真野複合商業施設に関する質問は、全てこの場でお願いしたいと思います。

どなたからでも御質問いただければと思います。

はい。

○委員：御説明、ありがとうございます。

交通に関して少しお伺いしたいのですが、先ほど御説明の出入口2か所の中で、右折イン、右折アウトがあるというお話があつて、確かにこの立地条件ですと、なかなか迂回して左折で入るとするのは難しいかなというの理解できます。ただ、そうした場合に、かなり交通量の多い県道に面しているので、ここを右折で入る、右折で出るのは実際に運転する者としては難しいかなという気もしていて、その出入りの安全上の対策に関しては、どのようにお考えでしょうか。

もう1点は、2か所の出入口で北側と南側を使い分けるという計画になっていますが、そうしてもらうためには駐車場内である程度誘導をしないといけないと思うのですが、そのあたりはどうされる予定でしょうか。

○設置者：まずは安全性の観点ということで、基本的に繁忙期のときには交通整理員の配置、これは行います。場内の誘導の件ですけれども、これは原則看板案内です。要は、今はエリアで示させてもらっていますけれども、北側から来た人は、出入口2じゃなくて、1から右折で出ていただくと。南側から来た人は、その北側の出入口1じゃなくて、2から入ってくださいという案内板を表示していきます。

北に帰る人が、出入口1と2で両方から右折アウトで出ていくことがないようにする、というのが対応策です。

○委員：交通整理員は、2カ所の出入口、それぞれ両方とも置かれるということですね。

○設置者：そうです。

○会長：よろしいでしょうか。

○委員：私は事業所の近くに住んでおまして、消費者の立場としましてはオープンを楽しみにしておりますけれども、先ほども説明がありましたように、地元として心配なのは、やはり右折イン、右折アウトのことだと思うのですが、それも警察にも相談されて、右折溜まりもつukれないということですが、大津市からの意見として「出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討すること。」とありますけれども、これは設置されるのでしょうか。

○設置者：回転灯やブザー等の設置はないのですが、基本的に出入口にフェンスを立てたり、生垣などで視界を妨げるようなことがないような構造とします。これは警察からも言われていますけども、一応はその対応ということになっております。

○委員：はい、ありがとうございます。

それと、昨日も通ってみたのですが、3月下旬にオープンというふうになっていきますけど、実際にはどれぐらいになるのですか。

○設置者：実際は4月25日、金曜日です。

○委員：はい、ありがとうございます。

○会長：他にありませんでしょうか。

年に数回程度、午前6時15分からの開店を予定されているということで、具体的には5月、11月の創業感謝祭ということですが、大体何日間、5月といってもゴールデンウィークのところとか、あるいは後半なのかなど、詳細を教えてくださいと思います。

○設置者：会社は春と秋に考えておまして、5月の第3週目の金曜日ないしは土曜日、11月の第3週目ぐらいの金曜日ないしは土曜日で考えています。

○会長：一日間だけですか。

○設置者：はい。

○会長：金曜日とか土曜日なのですね。

○設置者：これが金曜日であったり、土曜日であったりするので、我々もわからないです。

2年ぐらい前までは、金曜日を避けて土曜日だったのですが、去年からまた金曜日になったので。

○会長：ゴールデンウィークとか、あるいはシルバーウィークとか、そういうところと重なるわけではないと。

○設置者：実際にお客様が多く来られるのが、3月の春休みシーズンからゴールデンウィークまでですね。その後になると売り上げが急に低下してくるものですから、そこでカンフル剤として、5月の末に感謝祭という形で行っております。それが5月の3週目ぐらいです。

○会長：閑散期に盛り上げるということですね。

○設置者：はい。

○会長：わかりました。

はい。

○委員：先ほどから出ています右折イン、右折アウトの件ですけど、大津市からの意見のところで「レジャーシーズンや土日を中心に渋滞が生じている区間」という表現があります。交通整理員を配置されるということですけど、具体的にどの時期とか、夏はレジャーシーズンとか、もう少し具体的にイメージを言っていただけますか。

○設置者：まず、そういう対応については、開店の前に所轄の警察とも対応するという事になっていますので、実際はその中で具体的には決まっていくと思いますが、先ほど申し上げたように、4月25日がオープンなので、そこからずっとゴールデンウィークが続きますので、まずこの時期に基本的には毎日投入させていただきます。夏のいつやるかということについては、基本的に我々は、夏はそうは売れないのです。

○委員：いや、ここは夏に交通量が多いのです。

○設置者：それは、のべつ幕なしに我々も交通整理員を入れることができないので、秋のシーズンは必ず週末の土日に入れて、年末から正月までは様子を見ながら投入していきます。先ほど申し上げたように、右折進入とか、右折対策というのは一番の問題なので、それは我々、警察とも相談させていただいて、検討させていただきます。基本的にはやります。

○委員：例えば夏場の海水浴場などが多いところですから、そういうときにはビジネスと関係なく、そういうタイミングで配置をされた方がいいと思いますね。

○会長：そうですね、来店客数は少なくとも、県道の方の交通量が多い場合に危険性が生じるので、そういうふうにやっぱり配置するべきかと思いますが、いかがですか。

○設置者：それは様子を見て、現状がどうなるかを見ながら臨機応変に対応させていただきます。

○会長；はい。

○委員：先ほどの早朝から開店されるというのは、ユニクロさんだけですか。エービーシー・マートさんはされないのですか。

○設置者：やらないと思いますけども、ただ、便乗してやるという可能性もあります。

○会長：よろしいでしょうか。

はい。

○委員：その場合に、周辺に住んでいる人に対しては、その日だけ朝から騒音とかがあるという周知はされますか。

○設置者：事前告知はさせていただきます。

○委員：具体的には、どういう形でされるのですか。

○設置者：最初は、店内での周知です。それで、もし自治会の会長さんにお話をしてほしいという要望があれば、当然させていただきます。

○委員：近くで道路工事などをするときには、ポスティングでお知らせが入っているようなことが普通だと思うのですけども、住んでいる方からすると、店内で周知しても、早朝営業の前に、その店に行くとは限らないじゃないですか。だから、比較的近くのところには、お知らせがあっても良い気はしますね。

○設置者：こういうことをやりますということを、私の口から勝手なことは言えないので、そういう御要望があったということを受けとめて、営業と相談させていただきます。

事前に告知をするということですね、近隣の方々のところに。

○委員：店でのアナウンスというのでは、ユニクロさんに毎日行く訳ではないですから。

○設置者：はい。

○会長：よろしいでしょうか。

なければ、これで質疑応答は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

(仮称) フレンドマート栗東店

○会長：それでは、続きまして、(仮称) フレンドマート栗東店の建物設置者からの説明をお願いしたいと思います。

本日、お疲れさまです。ありがとうございます。

(仮称) フレンドマート栗東店の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分以内でお願いしたいと思います。

自己紹介に続いて、お願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○設置者：それでは、御説明をさせていただきます。

変更届出に至りました経緯については、既に御承知いただいていることと存じますので、変更の要点と、それに伴って騒音予測が変化した部分のみを簡単に説明させていただきます。変更内容は、届出書の2ページに記載しましたとおり、早朝の4時から6時の時間帯に3台計画しておりました商品搬入を止めまして、6時以降の昼間の時間帯に持ってきたということでございます。

それに伴いまして、3ページの等価騒音レベルの予測結果は、予測地点の位置は別添図面2に記載してございますけれども、荷さばき施設に面しましたC地点で夜間の予測値が30デシベル台から20デシベル台に下がり、昼間は2階高さで44デシベルから45デシベルとわずかに上昇しましたがけれども、環境基準の55デシベルを下回る結果になってございます。

当初の届出で問題のございました夜間の最大値でございますけれども、4ページに記載しましたとおり、C地点で搬入車の影響で70デシベルを超えておりましたものが、夜間の荷さばきを止めることによりまして、40デシベルまで低下しており、その規制基準を下回る結果となっております。

簡単でございますが、以上です。よろしく申し上げます。

○会長：はい、ありがとうございました。

(仮称) フレンドマート栗東店に関する質問は、全てこの場でお願いしたいと思います。

どなたからでも、質問をお願いします。

今年度第2回の審議において付しました付帯意見に対応して、こういう変更をしていただいたということですね。

○設置者：はい。

○委員：これは、既に変更して、荷さばき時間を短縮されているのですね。もう実施されているのですか。

○設置者：そうです、はい。

○会長：営業してから、特に近隣から騒音に関する苦情等は出ていませんか。

○設置者：今のところは出ておりません。

○会長：はい。

いかがでしょうか。

今回の届出と直接は関係ないのですが、交通とか、騒音以外の点でも何か問題点等は出ていませんか。

○設置者：今のところは、特に問題はございません。

○会長：はい、ありがとうございます。

御質問はありませんでしょうか。はい。

それでは、ないようですので、これで終わりにしたいと思います。

建物設置者の方には御退席いただければと思います。どうもありがとうございました。

#### コープぜぜ店

○会長：本日はありがとうございます。

それでは、続きまして、コープぜぜ店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者：まずコープぜぜ店は既存店舗で、現在、大店立地法の基準の店舗面積より小さい形で営業させていただいておまして、コープしがの組合活動にも現在利用させていただいております。将来的には、スーパーとコープしがの組合活動ができる拠点という形で、同じような機能を持ちながら1,000平米以上に店舗を大きくする計画です。あと、別棟にはなりますが、ドラッグストアのテナントを入れようと考えております。

まず、周辺地域への対応としましては、市道に面した出入口の部分が厳しい状況になっておりますが、現在とほぼ変わらず、さらに2か所あった出口と入口を、出入口1か

所にまとめることにより、改良しております。また、交通整理員を常時配置するという対応によりまして、今後も安全に配慮していきたい。あと、もう1か所国道沿いに出入口を設けるのですけれども、右折インとか、右折アウトということがないように注意しながら、進めていきたいと考えております。

騒音に関しましては、周辺地域に川とか企業さんが間に入っておりますので、住居に直接の近接というのがないので、そう大きな問題にはならないかと思えます。

その他、今後も地域住民の活動もしていただけるようなお店づくりということで進めていきたいと考えております。

簡単ですが、こういったことをございます。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。コープぜぜ店に関する質問は、全てこの場でお願ひできればと思います。

はい。

○委員：今、営業されているのですね。これを建て替えられるのですか。

○設置者：そうです。建て替えるのです。

○委員：場所は同じところですね。

○設置者：はい。敷地は同じです。ほんの少しだけ広げますが。

○委員：それで、大津市から「交差点に、歩行者の安全確保をするための横断歩道の設置を自治会等が要望されていることから、自治会への説明および調整を十分に行うこと」という意見が出ているのですが、この辺への対応はどうなっていますか。

○設置者：市道に面した出入口②の、向かい側に市民病院等が建っている部分で、市道の西側がメインの歩行ルートだろうというところで、横断歩道が必要ではないかという御意見だと思います。

○設置者：平野学区の自治会長会に事前に工事の説明をさせていただいたときに、お店に渡るところに横断歩道を設置してほしいという意見が出ました。公安の方からは、お店の開設に合わせて、そこに横断歩道を取り付ける予定ですという返事をもらっているのですが、私どもの方は当初予定の開設が少し遅れていますので、その後、公安とはお話できていないのですが、設けられる予定になっています。

○設置者：警察の方から一応、設置してあげましょうという、口頭での返事はいただいているということです。

○会長：よろしいですか。

○委員：1点、よろしいですか。

同じ出入口②ですけれども、出入口をずらすというようなお話がありましたが、意図は何かあるのでしょうか。

○設置者：まず、現在は入口と出口を分離して、入口は国道1号にさらに近いところでやっておるのです。それは、警察とも以前からのお付き合いですので、入口と出口は分けましょうということで指導を受けて、そうしていたのですけれども、今回の指導では、現在出口として利用している部分に、入口も一緒にしてしまいたいということでした。その方が交通整理員も整理しやすいでしょうという指導を受けましたので、入口を一緒にして、出入口という形で1か所にまとめたといういきさつでございます。

○委員：現在は、入口と出口それぞれに整理員がおられるということですね。

○設置者：一人の配置なので、出口のあたりを中心に、必要であれば入口の方も、一人で。

○委員：なので、両方を見られるように、1か所にしましょうと。

○設置者：そうです。

○会長：はい。

よろしいでしょうか。

交通需要の数字は問題ないのですけれども、出入口①は国道1号に面しておりますし、出入口②は3つの市道が複雑に交差しているということもあって、ドライバーあるいは歩行者の方から見ても複雑で危険な場所であることは間違いないし、小中学校の通学経路でもありますので、しっかりと対策を打つなり、あるいは誘導の対策とか案内の対策などもするべきだと思うのですけれども、そのあたり重複するかもしれませんけれども、どのようなことをされようとしているか、お話してください。

○設置者：発生交通量は、店舗を大きくしますので、若干増えるかと思えます。それを現在は市道に面した出入口②の部分の入口専用、出口専用だけで賄っておりますけれど、それを出入口の分散という形で国道側にも1か所設けるべきであろうと。ここについてはメインの幹線ですので、左折イン、左折アウトということをも十分に誘導できるような形で、こちらにも必要に応じて交通整理員を配置します。

開店のときには、全ての出入口には交通整理員を付けます。その状況を見た上で、今後続けるかどうか。国道1号の方はそういう形で対応していきたいと考えております。

あと、先ほども御質問にありましたように、市道に面した出入口②は横断歩道がありませんが、警察からも横断歩道を付けてあげましょうという話があり、また、入口と出口の改良で今よりもシンプルになったとは考えております。

ですので、今までどおり、交通整理員をここの出入口②は常時配置ということは絶対外せないことだと思います。あとは、国道1号での左折イン、左折アウトをどう周知していくかは、看板や場内での誘導などで対応していきたいと考えております。

○会長：はい、わかりました。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。どうもありがとうございました。

○会長：それでは、この後、審議と報告事項等が続きますが、ちょっと時間がかかりますので、その前に5分ほど休憩したいと思います。

10時15分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

[午前10時10分 休憩]

◇

[午前10時14分 再開]

○会長：ちょっと早いですけど、おそろいのようなので、再開したいと思います。

それでは、まず、(仮称)大津市真野複合商業施設の届出内容について、御審議いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○委員：設置者には聞けてなかったのですが、夜間最大値がかなり超過をしているのでね。もちろん、周辺にはあまり住宅等はなく影響は少なく、発生した場合には対応されるということでございましたけれども、かなりオーバーしているところもあるので、何か付帯意見を付けておいた方がいいのかなとは思っています。

○会長：そうですね。Aのところは川に面していて、その先も事業所なので、とりあえず住宅等はないけれども、超えているのでということですね。騒音について、一応超えていることは超えているので、何らかの付帯意見は必要かなと思いますね。

あと、年間2回ぐらいですか、創業感謝祭で早朝からの営業をするということについての心配点と、それから夏休みなど交通量が多い時期への対応策みたいなこと、そういったことが心配されるというところでしょうかね。

○委員：この右折のところというのは、混乱しないのですかね。

○委員：渋滞したら、少し混乱するのでは。道路構造上はどうしようもない訳ですね。

○委員：そうですね。結構交通量はあります。バイパスができたことによって少しは緩和されたのですが、やはり時期的には。

○委員：地元の商工会ともこの話をしていたのですが、一番問題になるのは右折イン・左折アウトですねというふうに言っていました。

○委員：交通渋滞もそうですし、右折の場合は交通事故も心配ですね。何か対策をしないと。

○委員：なるべく長い時間、交通整理員を置いてもらった方がいいかなと思います。

○委員：交通整理員は、結局置くのですか。

○委員：繁忙期には置きますということでしたね。

○委員：それはいつかと言っていましたか。

○委員：常時とは言わなかった。

○委員：それを、どのぐらい長く置いてもらえるかによって、大分違ってくると思います。

○会長：来店客数が多いときだけじゃなくて、県道の交通量が多いときにも置くということでは了解はしてもらったように思いますけども。

○事務局：我々の方では、警察はもちろん道路管理者の方に意見照会をさせていただいております、ここについては特段、道路管理者の方から意見が来ていない。すなわち、道路本線の構造上の改良というのは求めていないということではございました。

○会長：今のところ、警察や道路管理者の方としてはそういう想定でしょうが、実際に開店してみると、また違った状況があるかもしれないので、そこはきちんと対応を求めておくべきかと思いますね。

○委員：右折で出ていくときに、この種の店の場合は常に交通整理員の人がいる場合が多い気がします。

○会長：そうしましたら、御意見を踏まえて、まず意見については、なしでいいのではないかなと思います。付帯意見として、文言を工夫して付けるということで、私の方で文案を考えて読みます。

まず、円滑かつ安全な交通の確保のために、経路誘導看板の設置など届出書記載の対策を確実に実施するということですね。さらに、オープン時や来店客数の多い時期、それから前面の県道の交通量の多い時期、こういった時期を中心に、必要に応じて出入口における交通整理員の配置を適切に行っていただきたい。さらに、問題が生じた場合には、警察や道路管理者と協議の上、右折溜まりの設置等、十分な交通安全対策を講じられたいといったようなこと。さらに、年に数回の早朝の開店を行う場合には、近隣への告知を十分に行っていただきたいというような文言ですね。

それから、騒音関係のところも超えていることは事実ですので、騒音予測において基準値を超える地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする意見が出た場合には、誠意を持って対応を協議し、適切な対策を講じられたい。また、将来、当該予測地点の周辺に住居等が建設される際には、当該住民と協議の上、遮音壁の設置や夜間の荷さばきを控えるなど必要な対策を講じること。決まった文言ですけども、そういった文言も付けるということで。文言についてはもう少し書き直す必要があるかもしれませんが、そういった内容で付帯意見を付けるということで、いかがでしょうか。

○委員：はい。

○会長：ありがとうございます。

そうしたら、続きまして、（仮称）フレンドマート栗東店の届出内容について、御審議いただければと思います。

いかがでしょうか。

ここは我々の方が付けた付帯意見に従って、24時間の荷さばきを6時からというふうに変更してもらったということです。変更後もB<sup>1</sup>のところは、1デシベルほど、夜間最大値の基準を超えるところがあります。ですが、問題のC地点は大幅に減っていますね。

ということで、ここについては、まず、意見としてはなしということでよろしいでしょうか。それから、付帯意見として、1デシベルとはいえ超えているので、一応、ここも近隣住民から、騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には誠意を持って対応を協議し、適切な対策を講じられたいといったような文言を付けておくというのでいかがでしょうか。

○委員：はい。

○会長：では、そういうことでまとめさせていただきたいと思います。

続きまして、コープぜぜ店の届出内容について、御審議いただければと思います。

○委員：すみません。1点、規則上のことを教えてほしいのですが、6時と24時というのが昼間の時間帯ですよね。この6時と22時のところ、両端というのは夜間になるのですか、それとも昼間になるのですか。6時から22時という表記は、現実の利用は別として、解釈としては、6時から22時の荷さばきは、昼間になったというふうなことでいいのですか。

○事務局：はい。そのように理解しています。

○会長：時間帯の区分としては、6時は昼間だと。しかし、実際上は寝ている人が半分ぐらいいるじゃないかということがありますので、なるべく7時以降にしてくれというお願いをしたりすることはありました。

○委員：その意味でちょっと教えてほしいのは、荷さばきを6時から22時に、つまり昼間にした訳ですよね。それで、変更後も夜間の予測があるというのは、どういう意味なのか、教えてください。

○会長：駐車場利用可能時間帯が22時30分までであるので、その部分を反映した予測をしているだけです。

○委員：わかりました。

ここでの変更というのは、実際の騒音予測の方には、現実的にはそれほど影響しないということですか。それによって、すごく大幅に下がるとか、上がるということは、あまり想定し得ないと。

○会長：荷さばきの部分が、夜間の荷さばきの作業がなくなった分で、大幅に下がりますよね。

○事務局：等価騒音レベルの方も若干変わってございまして、それは今、会長がおっしゃったように、荷さばきの時間に変更になることによって、夜間のCの数値が下がっているとか、あるいは逆に、昼間は荷さばきが増えますので、Cの等価騒音レベルが若干上がっていると、そういうような変更が生じているということでございます。

○委員：わかりました。

○会長：ということで、よろしいでしょうか。

それでは、コープぜぜ店の届出内容について、御審議いただければと思います。

先ほどありましたように、複雑な道路構造になっていますので、その辺が非常に心配されるということですね。

それから、騒音についても超えているところがあるということです。

○委員：横断歩道の設置というのは、それが一つ解決策ですけども、自治会とか学区の方と今後も話し合いの場があった方がいいんじゃないか。これは開店前の事前の話なので、地域との検証みたいな場も必要かなと思いますね。

○会長：交通の面と騒音の面と、話し合う場をつくるという、ポイントは3つぐらいですかね。

そういたしましたら、案を述べさせていただければと思いますが、まず意見はなしでよろしいでしょうか。

それから、付帯意見を付けるということで、3つほど、先ほど申し上げたことに関連して言います。

この地域は道路構造が複雑ですので、その運用も非常に難しいだろうということで、まず、出入口①は国道1号に面していること、それから出入口②は3つの市道が複雑に交差する交差点に面しているという構造があります。また、これらの道路は小中学校の通学経路でもあるということで、交通整理員の配置とか、それから経路誘導看板の設置など届出書記載の対策を確実に実施するとともに、来退店車両の誘導の徹底、その他の適切な方法により、交通安全対策を講じられたい。とりわけ、出入口②の安全確保については、前面の交差点の形状に鑑み、計画どおり交通整理員を常時配置するなど十分留意し、さらに横断歩道の設置等を適切に進めていくといったことを図られたいというような文言ですね。

大分長くなりましたけど、いろいろと盛り込んでいくと、今言ったような文章になるかなと思います。

それから、騒音については、騒音予測において基準値を超える地点があることから、近隣住民等から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意を持って対応協議し、適切な対策を講じられたい。また、将来、当該予測地点周辺に住居等を建設される際には、当該住民と協議の上、必要に応じて適宜対策を講じること。これは定型の文言ですけれども、超えている場合には、こういったことを付けると。

それから、地域の環境に、交通や騒音をはじめ問題が出た場合には、地域住民との話し合いを積極的に進めて対策を講じられたいといったような文言、3つぐらいを付けるということではいかがでしょうか。

○委員：ごめんなさい。話が今の流れから切れて申し訳ないのですが、この国道1号側は横断歩道はないのですね。

○委員：ないですね。

○委員：だから、次のどこかの信号で渡りなさいとかね。

○委員：歩行者はそうですね。

○委員：ないしは、国道1号の下をくぐるのでしょうか。

○委員：出入口付近にあったら、便利は便利ですね。

○事務局：出入口の前面は信号がないですし、国道1号に横断歩道を付けるのは厳しいかと。現状では、近くの信号のところにある横断歩道から反対側に渡られるということですね。

○委員：わかりました。ごめんなさい。審議じゃなくて質問です。

もう一個教えてほしいのですが、店舗①というコープしがのところは、既存店舗面積は925平米となっていますよね。そこを広げる訳ですね。

○事務局：既存を潰して、新設します。

○委員：既存のものはまだ潰れてないんですね。これからですか。

○事務局：これからです。前回の調査に行ったときは、まだありました。

○委員：そうすると、現在店舗でない部分のところというのは、どういうふうになっているのですか。

○事務局：駐車場です。今後、既存店の生協は今の駐車場のところに場所を移して新設され、現在既存店が立地しているあたりにドラッグユタカが立地する計画です。

○委員：何で聞いたかという、このあたりの交通の問題というのが、既存の方でどういうふうになっているかと。今は、出入口②というのは、現には機能していない訳ですね。

○事務局：出入口②のところは、現在は出口専用になっていまして、それよりも国道に近い側で入口が別途あると。それが離れていますので、警察の指導は、現在ある出口のところに、出入口1カ所にまとめた方がより安全性が高まるということでございます。

○委員：このようなケースの場合は、現在、どうなっているかという図面を付ける義務は特にないのですね。

○委員：現況図というのが付いているのですけど。現況図というのが、この資料の中にありますけど、これではないのですか。

○事務局：そうですね。この現況図というものが現状のものです。

○会長：よろしいでしょうか。

以上で3つの案件について審議を終えました。

それでは、審議しました結果を、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事へ答申いたしますので、御了解願います。よろしく願います。

なお、知事への答申文の案文につきましては、後日改めて、委員の皆様にご覧いただき文言を整理した上で、答申するというところでよろしいでしょうか。

○委員：はい。

## (2)その他

○会長：それでは、その他、報告事項に移りたいと思います。

事務局から報告事項があれば、お願いしたいと思います。

○事務局：何点かございますが、まず報告事項の第1点目といたしまして、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第6条に基づく、議決を経ない報告案件が3件ございます。

概要資料の30ページを御覧いただきたいと思います。

いずれも平成25年10月2日に届出が提出されましたフレンドマート追分店、フレンドマート湖北店、プラザマルエス・平和堂甲西店の3件の変更届でございます。

変更内容は、3店とも閉店時間を21時から21時45分に延長し、それに伴い、駐車場利用可能時間を21時30分から22時に延長するものです。いつもお示しをさせていただいております議決を経ない報告案件の判断基準の⑦、⑧に該当し、審議案件とするか報告案件にするかを、専門委員の確認後、会長に御判断していただくということで、第5回審議会におきまして、案件をご案内させていただいています。

騒音周辺への影響を見ますと、フレンドマート追分店、プラザマルエス・平和堂甲西店では、等価騒音レベルおよび夜間最大値ともに、全ての地点で基準値を下回っております。

また、フレンドマート湖北店でございますが、店舗の北側および東側の騒音予測地点において、等価騒音レベルおよび夜間最大値が基準値を若干上回りますけれども、当該予測地点周辺は現状では住宅がございません。農用地区画でございまして、将来、宅地化される蓋然性は低いということです。このことについて、過日、専門委員に確認をさせていただき、会長と協議させていただいた上で、報告事項とさせていただいたものでございます。

審議会で議決を経ない案件の報告は、以上でございます。

○会長：はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局の報告について、質問等があれば、お願いしたいと思います。

○委員：営業時間と駐車場の利用可能時間の差の部分ですけども、元は、21時に対して21時30分と、30分ありますよね。今まで他の例を聞いていても、前後30分とっているのが普通で、それが実態に合っていると思うのです。変更後は、15分でしょう。15分という時間は実態に合わないのではないかとということです。

○事務局：おっしゃるとおり、実態に合うかどうかというところが一番重要かと思います。

○委員：だから、現実にはお客さんが出ていっても、従業員の人は当然すぐ帰れない訳で、それで細かく言うつもりはないですけども、ここのところは、営業時間と駐車場の利用可能時間を、どのぐらいまでだったらいいかというのを、15分を認めたら、次は10分なのかという話になるような気がするのですよ。そこは何か、このぐらいの時間は余裕をみなさいみたいなものは、どこか規定されているのですか。

○事務局：どこかで定められている訳ではございません。例えば指針の中にそういうことが書いている訳ではないのですけれども、そこは私ども、平和堂の方に確認をしております。

まして、実態として、それほど店舗面積も大きなものではございませんので、これぐらいの規模の店舗であれば、閉店後15分でお客さんの方も全て駐車場から出ていくと。

○委員：お客さんの方はわかりますけども、従業員の人は帰れないんじゃないですか。

例えば、レジのお金を事務所に預けるとか、そういう作業もいろいろあると思います。

○事務局：まず、フレンドマート形式の比較的小さい店舗で、お客様の入りとか、その辺の実態の報告を受けながら、30分か15分かというところを判断させていただいたというのがございます。それで、従前から15分で認めている例はございますのと、従業員については、店舗のお客様が何時に退店をされるかを基準に時間の設定をしていたというところがございます。そういうところを総合的に判断して、15分を認めている例は過去もあったということでございます。

○事務局：あと、騒音の予測のときに、基本的に自動車走行音というのは、来客車両の自動車走行音を予測するというふうに指針に明記されております。その辺も鑑みまして、来客車両はこの程度の規模であれば15分ではけるというふうな実態の報告を受けて、今回こういった届出内容となっているというところがございます。

○委員：荷さばきとかは、店側の騒音な訳じゃないですか。騒音という点では、従業員の車も荷さばきの車も同じですよ。

○委員：従業員の車両走行音というのは、この審議会に出てくるデータの中では、恐らく考慮されてないのではないですか。だから、実態としては10時以降でもあるのではないかと思うのですが、ただ、判断材料の中にそれが入ってないのではないかなという気がします。

○委員：駐車場利用可能というのが、お客さんのという限定した範疇で定義されているのですね。

○事務局：そうです。

○会長：不思議といえば不思議ですけど、そういうことですね。ある程度従業員の部分については利用者側がコントロールしやすいから、一般の来店車とは少し違った区分と考えているということですかね。

ありがとうございました。

では、次の報告事項をお願いします。

○事務局：続きまして、昨年10月4日の第3回審議会で御審議いただきましたイオンタウン彦根の交通のアンケート調査の概要を御報告させていただきます。

この店舗につきましては、国道8号の外町交差点より西南方面からの来店車両を迂回させる経路が有効に機能しているか、あるいは開店後の外町交差点への負荷について、交通調査の実施と報告を付帯意見としていたものでございます。

前回の審議会で、12月1日に実施された交通調査につきまして御報告をさせていただきましたけれども、この中では、本線に大きな影響を与えていない状況でございました。去る3月18日に、どの方面から来店しているかについてのアンケート調査結果が提出されました。

このアンケート調査は、誘導経路がどの程度機能しているかについて、より具体的に検証するために実施されたものでございまして、1月に6日間かけて、300人を対象として実施をされたものでございます。

来店手段は、300人中280人、93.3%が自動車でございまして、自動車分担率の高さがうかがえます。

次に、自動車乗車人数でございすけれども、最も多いのが2人で131人、43.7%となっており、続いて3人、1人の順になってございます。

質問3の来店経路と、質問4の方面別来客数を合わせて表示した表がございまして、行がどのエリアから来店したかを示し、列がどの経路で来店したかを示しております。届出では、2のエリアから来る車両は、③の迂回経路で来店するよう誘導する計画でございましたけれども、結果を見ますと、ほとんどが外町交差点を経由する④、⑤で来店しています。外町交差点に至る前に国道8号に出て、真っすぐ北進する、あるいは西側の道路から来て、外町交差点を左折する、こういう経路で来店をしております。また、届出では2のエリアからの来店が約4割を占め、最も多いと想定をされておりましたけれども、実際には3のエリアからの来店が約4割で最も多くなっております。

以上の結果を見ますと、迂回の誘導経路というのはほとんど機能していない。外町交差点を経由して来店する車両が多いということがおわかりいただけます。

前回報告しました交通調査の結果におきましては、交通への大きな影響は見られませんでしたけれども、実際の来店エリアの比率や来店経路等が、当初の届出の想定と異なっているということが、この調査によって明らかになりました。したがって、我々

としましては、設置者に対して、今後、仮に交通に関する問題が予見される、または生じた場合の指導は、この調査も踏まえて行いますとともに、引き続き関係機関と情報共有を図りながら、必要に応じて生活環境保持の観点から、適切な対応を求めていくことといたしたいと考えております。

イオンタウン彦根のアンケート調査の報告は、以上でございます。

○会長：はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか。

○委員：予測して、実際どうなったかというのは、裏づけと言うとおかしいんですけど、大事なことだと思います。

○委員：ここは通らないだろうと予想されていたものが、そうでなかったという。

○会長：守っている人がちょっとでもいるというのが、逆にすごいことだと思ってしまうんですけど。

○委員：③の迂回経路を通った人というのは、これを律儀に守ったというよりは、たまたまそっちに用事があったのではないかなという気がする。

○会長：他のエリアの人で、③に答えている人がいるのが不思議ですね。

○委員：これは、イオンタウンが調査したのですね。

○事務局：そうです。設置者側で調査されました。

○委員：すみません、総数が300人というふうに切りがいいですけど、何日かに分けてアンケートを実施しておられますけど、300人になった時点で切っておられるのですかね。日によって、例えば1日当たり何人とかいうふうにして、均等に聞いておられるのか。例えば一日は何十人聞いたが、別の日は数名とかという。300人というのは非常に切りがいいので、例えばアンケートに任意に答えてもらった人を回収すれば、こんなきれいな数字にはならないから、どういうふうにとられたのかなと思ったのです。

○事務局：具体的に何日に何人というところまでは確認できていないのですけれども、300人という人数が目標ということで、それを達成するまで何日間かで、レジを出たお客さんに直接聞き取りで調査をされたというところは把握しております。

○会長：レジから出てきたお客さんに、調査員がその場で聞き取った訳ですね。

○事務局：口頭での聞き取りです。

○会長：紙を見せながら、どこを通過してきましたかみたい。ある程度均等な間隔で、しかも5日間で、五、六十人ずつ均等にとっていっているのではないかと思いますね。そういう意味では、ランダムなサンプリングができていような気がします。

これを基に、今後の対策がありますが、ここは、今のところ何とか収まったという現状、外町の交差点も何とかスムーズにいっているということがありますが、今後さらに交通量が増えて、また新たな体制が必要となれば、何とかこの迂回ルートに持っていくような努力もしなければいけないかもしれないです。実際、迂回させようという計画を立てたのに、できていないという現実が明らかになっている訳なので、そういう必要性が出てきた場合に、きちんと対応できるような対策を検討しなければいけないですね。

○事務局：この案件につきましては、土地利用調整会議というのが別途、県の要綱に基づいて開催されていますが、その中で滋賀国道事務所の方が、右折長が若干短いという認識を設置者側に示しまして、状況に応じて道路改良等をされたいという形で、滋賀国道事務所の方から設置者側に直接伝えております。

それと、我々も、このアンケートの調査結果を関係機関の方には送らせていただきますので、今後、そういう構造の改善も含めて、必要に応じて適切な対応を求めていくということにしていきたいと思います。

○会長：そうですね。逆に言えば、こういう迂回ルートというのは、実際ほとんど難しいので、もっと別の対策をしっかりと打たなければいけないという根拠として使っていただくということですかね、右折溜まりの延長も含めて。

○委員：これは、この審議会としては、イオンタウンに対しても、今後、類似の対策をとってきている届出があったときには、それだとうまくいかないだろうというようなことを、もうちょっと強く言える根拠になるという位置付けになるのでは。

もちろん、状況というのはいろいろ違うので、一律には言えないですけども。

○事務局：おっしゃるように、個別の案件でどう状況が違うかということもございませし、警察や道路管理者との協議の中で、どのような方策がとられているかということも踏まえながら調整していくというところもございませ。一つの例証でございませるので、そういうものを踏まえながら協議をさせていただきたいと思ひませ。

○委員：③の迂回路を実際に予測した者も、こういうふうなところを通過ということは恐らく本心では思っていないのではないかと思ひませよ。

○事務局：これは前も御説明しましたが、元々設置者側は外町交差点を左折して入る案で地元の説明をされたのです。ところが、地元から、それでは混雑が起こるから迂回をしてほしいという意見が出まして、それを踏まえて警察と協議して、迂回路を設置したと、そういう経過がございます。

○委員：ここは、お客さんの数がこれからどんどん増えるような要素は特にないのですよね。

○事務局：増設計画とかは今のところ聞いておりませんし、敷地の形状からいっても、蓋然性は高くはないのかなというところはございます。

それと、前回の審議会の前に、彦根市からの交通の苦情がないかを確認しておりますし、私も日曜日に現地を見に行きましたが、交通混雑が起きているような状況はございませんでした。そういうことで引き続きやっていきたいと思えます。

○会長：はい。

他にいかがでしょうか。

○委員：こういうのは、定期的にはする必要はないのですが、半年ぐらいにもう一回ぐらいやるとかいうのはないのですか、こういう調査を。何回やっても一緒ですかね。

○会長：とりあえず、そうですね。

○委員：変化をもう一回ぐらい見ておくとか。一回だけだったら、駄目とは言いがたい要素が残っているのではと思ったので、質問したのです。

○会長：開業1年、2年、3年と経っていくと、客層も変わったり、あるいは遠距離からの客が減って、近場の客が中心になったりするというような客層の変化が起きる可能性はありますね。

それに応じて、こういうアンケートでさらにどうなるかというのを見ておくというのは、多少の意味はあると思うのですが、私は、そんなに積極的な意味があるとは思えません。むしろ、交通対策を別途必要に応じて打った場合に、その実施後にどう変化したかを観察するということが重要ではないかなと思ったりしますね。

できるだけやっていただいたら、ありがたいなと。審議会としては非常に参考になって助かりますが、それを事業者に押し付けるのは、ちょっとしんどいのではないかなという気がします。

○事務局：先ほどおっしゃったように状況の変化が生じたときに、対応等について協議したり、対策を求めたりということはございますので、交通について負の影響が出てこない時点で、あえてもう一遍やっていただく必然性というのは、比較の意味はあるかもわかりませんが、対策としての意味は小さいのかなと思います。

○委員：そう言われたら、そうですね。わかりました。

○会長：ということで、よろしいでしょうか。

そしたら、次の報告事項をお願いします。

○事務局：続きまして、前回1月29日の審議会で御審議いただきましたクスリのアオキ幸町店、東近江にございますけども、駐車場利用実態調査の内容につきまして、御報告をさせていただきます。

この案件が夜間の騒音対策として、駐車場の一部をカラーコーンで閉鎖するという対策を講じるとしておりましたけれども、審議会の中で、閉鎖によって駐車台数の不足が懸念されるというお話がございました。それを踏まえまして、付帯意見で、開店後の駐車場の利用実態および駐車対策の運用状況を報告するよう、意見を付したところでございます。

まず、駐車場の利用実態調査につきましては、3月14日金曜日、20時から22時までの間に行っております。届出の営業時間は24時間までということでございましたけれども、これは年間何日かということで、平常時は22時までの営業としているということでございます。

当該店舗の収容台数は全体で61台でございまして、計画どおり駐車場を一部閉鎖すると、使用できる駐車区画は42台になります。

調査結果でございますが、駐車場の利用状況を見ますと、20時以降はおおむね10台程度が店舗の前に駐車をしているという状況でございます。20時30分が10台、21時が13台、21時30分が10台。しかも店舗の前面に駐車されていると、そのような状況でございます。カラーコーンを設置した22時前では3台となっております。台数には相当余裕がございまして、カラーコーンの設置に問題が生じるような駐車はございませんでした。

騒音対策の実施状況でございまして、目隠しフェンスが設置をされていますし、カラーコーンも設置をされているという状況でございます。

この駐車場の利用実態調査は一日だけでございますので、クスリのアオキの既存店舗の1年間のレジデータから、時間帯別の来客数が参考欄に示されており、21時台というのは4%となっております。指針で計算した幸町店の来店台数をこの比率で割り振りますと、21時台は18台でございます。先ほど申しました使用できる駐車区画数は42台でございますので、余裕のある値となっているということでございます。

クスリのアオキ幸町店に関する駐車場の利用実態調査の報告は、以上でございます。

○会長：はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。カラーコーンの左側にわざわざ停める人はいないということですね。ですから、スムーズにカラーコーンが設置できたということですね。

よろしいでしょうか。

こんなふうに、各案件の事後調査結果を、県の方も取りまとめていただいて、ありがとうございます。審議会としても、この辺は大事な審議ができて、とてもよかったかと思えます。今後ともよろしくお願ひします。

他に、事務局から報告事項等があれば、またお願ひします。

### 3 その他

○事務局：次回審議会審議等の予定案件を御説明させていただきたいと思ひます。

4件でございますが、いずれも変更届出ということでございます。

表の一番左側は、彦根市の日夏で営業しております平和堂日夏店の増床の届出でございます。こちらは増床と併せまして、駐車台数等の増がございます。報告事項とする基準のいずれにも該当いたしませんので、審議をしていただきたいというふうに考えてございます。

次に、草津市で営業しておりますスター草津グリーンヒル店でございます。こちらは駐車場の一部に飲食店を建てるため、駐車場台数や出入口等の変更をする届出でございます。これも報告事項とする基準に該当しませんので、審議をお願いいたしたいというふうに考えてございます。

右から2番目のニトリ近江八幡店でございますが、こちらは駐車場の一部にコンビニエンスストアを建てるため、営業時間を24時間にするなどの変更届出ということで

ざいます。これも報告事項とする基準に該当いたしませんので、審議をお願いいたしたいというふうに考えてございます。

最後は栗東市で営業しておりますニトリ草津栗東店の出入口の位置の変更届出でございます。報告事項とする基準に当たりますので、交通が御専門の委員に確認をさせていただいた上で、会長に御提示させていただいて、報告事項とするか、審議案件とするかを判断させていただきたいと考えてございます。

以上で、次回審議予定案件の御説明を終わります。

○会長：はい、ありがとうございました。

最後の参考資料、これは。

○事務局：こちらの方でございますが、冒頭、課長が挨拶の中でも概要に触れておりますけれども、今の通常国会の方に提出をされております「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」の概要でございます。背景としましては、中心市街地における未利用地が増えてきているという状況の中で、コンパクトシティの実現に向けて、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることが有効であると、そういうことでございます。

法律の概要でございますけれども、中心市街地への来訪者や中心市街地の就業者、小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定していき、重点支援していく、そういう制度を新たに設けるということ。それから、活性化を図るため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認定する制度を設ける、あるいはオープンカフェ等の道路占用の許可の特例等、そういうものを内容としているということでございます。

重点支援は、民間投資を喚起する新たな制度の創設でございますけれども、この認定を受けた場合に、その特例措置として「地元が望む大規模小売店舗の立地手続の簡素化等の措置を講ずる」というものが大店立地法の関係で申し上げますと、含まれているというところでございます。

以上でございます。

○会長：その簡素化の中味というのは、まだ具体的にはなってないのですね。

○事務局：そうです。より詳しい中身は法律案の中までは盛り込まれていませんで、法律が成立すれば、恐らくその辺が施行令とか、施行規則の中に出てくることになるかなと思っております。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、これで本日の会議を閉会といたしたいと思います。

よろしいでしょうか。

#### 4 閉 会

○事務局：委員の皆様方には、本日、長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

先日来、商業関係の統計などを見ておきますと、大規模小売店舗でも既存店の売り上げを伸ばしていくというのは、非常に競争の激化等もあって難しい状況にあるようでございまして、その代わり、商圈は以前よりももう少し狭い範囲で設定して、新規出店をどんどん増やしていく、そんなような方法で出店などを展開されているようでございます。

そうしたことを勘案しますと、冒頭申し上げましたように、大規模小売店舗の新設等の届出は比較的高い水準で推移していくというふうに見られますので、来年度以降も皆様方には大変お世話になることと思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

[午前11時20分 閉会]